

社会福祉法人わらしべの里 役員等の報酬等に関する規程

【規則第6号】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしべの里（以下「法人」という。）の役員等（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償（手当）の額及び支給方法)

第2条 役員等の報酬又は費用弁償としての手当（以下「報酬等」という。）の額は、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で別表により定める額とする。

2 通勤手当については、給与規程第17条に準ずる額とする。

3 前項の報酬等は、原則として年度末に口座振込みによって支給するものとする。ただし、特に必要がある場合はその都度現金や口座振込で支給することができる。

(費用弁償（旅費）の額及び支給方法)

第3条 役員が職務のため出張した時の費用弁償としての旅費の額及び支給については、法人の「旅費規程」に基づき行う。

2 前項の旅費を支給したときは、この規程による報酬等は支給しない。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行する。

2 この規程は、2002（平成14）年6月 1日から施行する。

3 この規程は、2003（平成15）年4月 1日から施行する。

4 この規程は、2004（平成16）年3月27日から施行する。

5 この規程は、2011（平成23）年3月 1日から施行する。

6 この規程は、2016（平成26）年12月24日に改正し、改正社会福祉法(平成29年4月施行)に係る定款承認後施行する。

7 この規定は、2017（平成29）年5月27日に改正し、
2017（平成29）年6月17日から施行する。

8 この規定は、2022（令和 4）年3月19日に改正し、

- 2022（令和 4）年6月18日から施行する。
- 8 この規定は、2023（令和 5）年4月22日に改正し、
2023（令和 5）年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名等		報酬又は費用弁償額	
役員等	理事長	日額	5,000円以内
	理事	日額	5,000円以内
	評議員	日額	5,000円以内
	監事	日額	5,000円以内
	苦情解決第3者委員	日額	5,000円以内
	評議員選任解任委員	日額	5,000円以内
嘱託医		日額	15,000円以内